

# 令和5・6年度 登米市小規模工事等契約希望者登録申請要領

登米市（水道事業所・医療局を含む）が発注する小規模な建設工事、修繕等（以下「小規模工事等」という。）の受注を希望する方は、下記の内容により申請してください。

## 1 小規模工事等の範囲

工事や修繕の内容が軽易で履行の確保が容易なもの。

- ・ 工事は、1件の金額が130万円以下
- ・ 修繕は、1件の金額が50万円以下

## 2 登録業種

登録できる業種は、次の業種の区分により自ら施工できる範囲の業種を登録してください。

登録業種	主 な 内 容
建築関係	ガラス、サッシ、網戸、建具、壁、屋根、門扉、内装（カーテン、カーペット）、塗装、錠鍵、タイル、ブロック、雨樋 等
設備関係	電気器具、配線、照明、放送設備、空調機器、ボイラー、ガス機器、排水つまり 等
土木関係	防護柵、舗装、土工 等

※一括下請け（丸投げ等）は禁止します。

## 3 申請者の資格

市内において、建設業等を営んでいる者で、次に該当していないこと。

- (1) 登米市に事業所又は住所を有しない者
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者
- (3) 登米市契約規則に基づく競争入札参加資格者名簿に登録されている者
- (4) 申請する業種を履行するために必要な資格、免許等を有していない者
- (5) 市税に未納がある者

## 4 申請の時期及び場所

- (1) 受付期間 随時受付
- (2) 送付先 登米市役所迫庁舎1階 契約検査室契約係（9 問い合わせ先に同じ）
- (3) 提出方法 郵送（輸送）及び持参による受付とします。郵送の場合は「一般書留」「簡易書留」「特定記録」「宅配便」など、到着日時が確認できる方法としてください。※  
※レターパック可

## 5 提出書類一覧

### 法人の場合

- 登米市小規模工事等契約希望登録申請書（様式第1号）
- 登記事項証明書（交付より3ヶ月以内のもの）写し可
- 印鑑証明書（交付より3ヶ月以内のもの）写し可
- 市税関係の証明書（交付より3ヶ月以内のもの）写し可  
「市税に未納がないことの証明書」
- 申請する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- 返信用封筒（縦22cm以上）に84円切手を貼付し送付先を記載すること  
（※糊しろ部分に両面テープを貼り、封はしないでください。）

### 個人の場合

- 登米市小規模工事等契約希望登録申請書（様式第1号）
- 身分証明書（交付より3ヶ月以内のもの）写し可  
（総合支所窓口で身分証明書の発行申請をお願いします）
- 市税関係の証明書（交付より3ヶ月以内のもの）写し可  
「市税に未納がないことの証明書」
- 申請する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- 返信用封筒（縦22cm以上）に84円切手を貼付し送付先を記載すること  
（※糊しろ部分に両面テープを貼り、封はしないでください。）

※市税に関する証明は、各総合支所の窓口で「税関係証明等交付請求書」により申請してください。

#### ◆市税に未納がないことの証明

「税関係証明書等交付請求書」の「その他」の欄に【市税に未納がないことの証明】と記載し申請してください。

※法人の場合は代表者（個人の場合は本人）以外の方が申請する場合は、委任状が必要となります。

## 6 登録の通知

資格審査の結果、適格と認められた場合は、小規模工事等契約希望者登録名簿に登録し、申請者に登録承認通知を交付します。なお、登録内容について一般公表する場合がありますので、あらかじめご承知願います。

## 7 登録の有効期間

登録の有効期間は、承認を得た翌日から令和7年3月31日まで

## 8 登録の取り消し

小規模工事等契約希望者登録名簿に登録されたのち、次のいずれかに該当した場合は、登録が取り消されます。

- (1) 3の申請資格を満たさなくなった場合
- (2) 倒産又は破産した場合
- (3) 契約に関して談合等の独占禁止法、その他関係法令に違反する行為を行うなど、不正又は不誠実な行為があった場合

## 9 問い合わせ先

〒987-0511 登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1

登米市役所 契約検査室契約係

電話 0220-22-2097（直通）内線 2250・2270・2280・2290

FAX 0220-22-2433

メール [keiyaku@city.tome.miyagi.jp](mailto:keiyaku@city.tome.miyagi.jp)